

## 1.1 母子保健計画と次世代育成支援対策推進法案に基づく市町村行動計画の関係について

平成15年6月18日事務連絡

都道府県・政令市・特別区母子保健主管部（局）宛

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

市町村における母子保健計画の策定・見直しにつきましては、日頃より格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法案が今国会に提出され、現在その審議が進められております。

本法案の成立・施行により、市町村は、「母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進」に関する事項を含む、次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を平成17年度を初年度として作成することとなることから、今後の母子保健計画と市町村行動計画との関係について疑義が寄せられております。

当課としましては、市町村行動計画は「母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進」を対象とするものであり、従来の母子保健計画とその対象が重なること、また、市町村行動計画は、従来の母子保健計画と異なり、すべての市町村が法律に基づき、その策定を義務づけられるものであることから、平成17年度以降は、母子保健計画を市町村行動計画の一部として位置付ける方針で検討を進めておりますので、特に母子保健計画の見直し作業を進められている市町村におかれましては御留意いただきますようお願い申し上げます。

また、次世代育成支援対策の推進につきましては、次世代育成支援対策担当課と十分に連携を取ることが必要になりますので、その旨御留意の上、検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

1.2 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定に  
当たっての留意事項（母子保健関連）について

平成15年9月1日事務連絡  
都道府県・政令市・特別区母子保健主管部（局）宛  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

母子保健行政の推進については、日頃より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

次世代育成支援対策推進法については本年7月に成立し、同法に基づく「行動計画策定指針」が今般、公布されるとともに、「地域行動計画策定に当たっての留意事項」、「地域行動計画の策定の手引き」について、関連する通知、事務連絡が発出されたところです。

市町村においては、これらを踏まえ、平成17年度を初年度とする市町村行動計画を策定することとなりますが、その他母子保健分野について御留意いただきたい事項は下記のとおりであるので、計画策定に当たって御留意願います。

なお、都道府県におかれては、管下市町村に対し周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 母子保健計画との関係

「母子保健計画の策定について」（平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）等に基づき、母子保健計画を策定している市町村においては、市町村行動計画の策定に当たり、現行の母子保健計画の推進状況の評価や推進に係る課題の分析を行い、その結果を活用していくことが必要となります。

なお、「母子保健計画の策定について」に基づく母子保健計画については、その策定の趣旨、内容が市町村行動計画に包括されることから、同通知は、平成16年度末をもって廃止する予定であることを申し添えます。

## 2. 地域住民のニーズの把握

市町村行動計画の策定に当たっては、次世代育成環境全般に関する項目について、地域住民のニーズを把握することが必要となります。

母子保健分野におけるニーズの把握については、「健やか親子21」における取り組み目標及び地域の特性や課題等を踏まえたニーズ調査により、住民の意向等を把握することを検討していただきたい。

ニーズ調査の設問の参考例として、厚生労働科学研究事業子ども家庭総合事業「市町村母子保健計画の見直しと推進に関する研究」班が作成した資料を添付します。

## 3. 次世代育成支援担当課との連携

次世代育成支援対策の推進につきましては、次世代育成支援対策担当課と十分に連携を取ることが必要になりますので、その旨御留意の上、市町村行動計画策定の検討を進めていただくようお願いいたします。

#### 【関連通知・事務連絡】

- 1 「次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法の一部を改正する法律について」(平成15年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号厚生労働事務次官通知)
- 2 「次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」について」(平成15年8月22日警察庁丙生企発第66号・15文科生第498号・雇児発第0822003号・15経営第2810号・平成15・08・21情局第1号・国総政第80号・環政総発第030821001号警察庁生活安全局長・文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・農林水産省経営局長・経済産業省商務情報政策局長・国土交通省総合政策局長・環境省総合環境政策局長通知)
- 3 「「地域行動計画策定に当たっての留意事項」について」(平成15年8月22日雇児発第0822004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- 4 「「地域行動計画策定の手引き」について」(平成15年8月22日厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課子育て支援対策室長事務連絡)
- 5 「母子保健計画の策定について」(平成8年5月1日児母20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)
- 6 「市町村における母子保健計画の見直しについて」(平成13年8月2日雇児母発46号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)

#### 【添付資料】

- 1 地域行動計画策定に係るニーズ調査票の目標指標例及び設問例(母子保健分野)  
(厚生労働科学研究事業 子ども家庭総合研究事業「市町村母子保健計画の見直しと推進に関する研究」班 主任研究者 藤内修二)

(参考)

地域行動計画の目標指標例及びニーズ調査の設問例(母子保健分野)

事項 注1)	施策領域例	目標指標例注2)			健やか親子21注5)			
		サービス量の目標指標例注3)	事業実施による成果に関する目標指標例注4)	設問例注2)	対象者	指標	2010年の目標	
ア 子どもや母親の健康の確保	乳幼児健診の充実	健康診査の受診率	健康診査などに対する受診者満足度	「健診を受けた感想はいかがですか？」	未就学児	乳幼児健診に満足している者の割合	増加傾向へ	
	妊産婦への保健医療の充実	相談の開催場所数	妊娠・出産に対する満足度	「このお子さんの妊娠、出産した時の状況について、お伺いします。」	未就学児	妊娠・出産について満足している者の割合	100%	
	育児不安を軽減する相談事業の推進	相談の開催場所数		母親の心身の状態(うつ状態や虐待傾向を含む)	「お母さんはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか？」	未就学児・小学生	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	増加傾向へ
					「育児に自信が持てないことがありますか？」	未就学児・小学生	子育てに自信がもてない母親の割合	減少傾向へ
		相談の開催場所数	父親の心身の状態(虐待傾向を含む)	「子どもを虐待しているのではないかと感じていますか？」	未就学児・小学生	子どもを虐待していると思う親の割合	減少傾向へ	
				「お父さんは育児をしていますか？」	未就学児・小学生	育児に参加する父親の割合	増加傾向へ	
	相談の開催場所数		父親の心身の状態(虐待傾向を含む)	「お父さんはお子さんとよく遊んでいますか？」	未就学児・小学生	子どもと一緒に遊ぶ父親の割合	増加傾向へ	
				「お父さんは子どもを虐待しているのではないかと感じていますか？」	未就学児・小学生	子どもを虐待していると思う親の割合	減少傾向へ	
	家庭での事故防止の普及啓発	開催回数・参加者	家庭での事故防止対策の状況	「お子さんが乳児期のとき、寝かせ方はどうでしたか？」	未就学児	乳児期にうつぶせ寝させている親の割合	なくす	
				「風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないように工夫をしていますか？」	未就学児	乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	100%	
歯科健診の充実	健康診査の受診率	う歯予防の対応の状況	「心肺蘇生法を知っていますか？」	未就学児	心肺蘇生法を知っている親の割合	100%		
			(歯科健康診査結果)	未就学児	う歯のない幼児の割合	80% (3歳)		
イ「食育」の推進	地域における食に関する学習の機会の充実	開催回数・開催場所数	子どもの食生活の状況	「一日3回以上、間食(甘味食品・飲料)をすることがありますか？」	未就学児・小学生	間食として甘味食品・飲料を頻回飲食する習慣のある幼児の割合	なくす (1歳6ヶ月児)	
				「朝食を食べていますか？」	未就学児・小・中・高校生	朝食を欠食する人の割合	0%	
				「1日に1回は家族と一緒に食事をしていますか？」	未就学児・小・中・高校生	一日最低1食、きちんとした食事を家族等2人以上で楽しく、30分以上かけてとる人の割合	70% (成人)	
				「食事時間が楽しいですか？」	小・中・高校生	児童・生徒の肥満者の割合	7%	
ウ 思春期保健対策の充実	地域における性に関する正しい知識の普及	開催回数・参加者数	STD(性感染症)や避妊についての理解度	「避妊方法(コンドーム・ピルなど)を知っていますか？」	高校生	避妊法を正確に知っている18歳の割合	100%	
				「性感染症(STD)(HIV感染症・クラミジア感染症など)のうち、今までに学習してきたものはどれですか？」	高校生	性感染症を正確に知っている高校生の割合	100%	
	薬物乱用に対する学習の機会の充実	開催回数・参加者数	薬物乱用についての理解度	「覚醒剤などの薬物を使った場合、心や体に次のような害があることを知っていますか？」	小・中・高校生	薬物乱用の有害性について正確に知っている小・中・高校生の割合	100%	
				「この30日の間にタバコを吸いましたか？」	中・高校生	十代の喫煙率	なくす	
喫煙や飲酒に対する学習の機会の充実	開催回数・開催場所数	禁煙や飲酒に対する意識と行動	「お酒をどのくらいの頻度で飲みますか？」	中・高校生	十代の飲酒率	なくす		
エ 小児医療の充実	小児医療の充実	出産前小児保健指導事業(プレネイタルビジット)に関わる実施医師数及び医療機関	かかりつけの小児科医をもつ親の割合	未就学児・小学生	かかりつけの小児科医をもつ親の割合	100%		
			休日・夜間の子小児救急医療機関を知っている親の状況	未就学児・小学生	休日・夜間の小児救急医療機関を知っている親の割合	100%		

注1) ここでいう事項は、行動計画策定指針の中の「市町村行動計画の内容に関する事項」に挙げられている事項である。

注2) ここにあげた目標指標例、設問例については、「健やか親子21」及び「健康日本21」に対応する事項を参考に挙げたものであり、ニーズ調査票の作成に当たっては、地域の特性や課題等を踏まえて検討すること。

注3) サービス量の目標指標例については、NPOなどの実施するサービス量も含む。

注4) 事業実施による成果(アウトカム)に関する目標指標例であり、設問例によるアンケートや住民からのヒアリング等により把握することが望ましい。

注5) 「歯科健診の充実」「地域における食に関する学習の機会の充実」の指標及び2010年の目標については「健康日本21」を参照した。

厚生労働科学研究事業 子ども家庭総合研究事業  
「市町村母子保健計画の見直しと推進に関する研究」班  
(主任研究者 藤内修二) からの情報提供